

御杖村過疎地域持続的発展計画

計画年度	令和 3 年度
計画期間	3 年度～ 7 年度

奈良県宇陀郡御杖村

内容

1	基本的な事項	1
(1)	御杖村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	御杖村行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	5
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	5
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	9
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	10
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	11
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	15
(4)	産業振興促進事項	18
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
4	地域における情報化	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	21
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	22
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	23
6	生活環境の整備	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	28
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	30
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	32
8	医療の確保	32
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	32
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	32
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	33
9	教育の振興	33
(1)	現状と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	35
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	37
10	集落の整備	37
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	37
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	38
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
11	地域文化の振興等	38
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	39
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	39
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	39
12	再生可能エネルギーの利用の促進.....	40
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	40
(3)	事業計画（令和3年度～7年度）	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	40
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	41
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
	事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	42

1 基本的な事項

(1) 御杖村の概況

ア 御杖村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

御杖村の村名は、紀元前後に伊勢内宮を創建した倭姫命が、天照大神の御神霊を奉じる大神宮の候補地を求め、この地へ来られた際、ここを候補地の一つとして、そのしるしに杖を置いていかれたという伝説が由来となっている。

長尾遺跡をはじめとする先史時代の遺物や数多くの伝承が今に伝えられ、本村の古い歴史をうかがうことができる。本村は地理的に、奈良県と三重県の県境に位置し、伊勢・伊賀方面との関係も深く、また東海・中部地方と近畿地方を結ぶ交通上の要地に位置している。特に、奈良盆地や大阪方面から伊勢参宮のための伊勢街道が発達し、御杖村はこの伊勢本街道が横断しているため、中世以降は宿場町として栄えた。近年では、交通機関の発達により、伊勢本街道は往時の面影をわずかに残すのみとなっているが、その伝統は、村の人々の暮らしに今なお息づいている。また、江戸期には天領として、米、麦、大豆、柿、楮、漆、薬草などを産出し、植林も始まった。明治以降からは葉たばこや生糸の産地としての歴史も加わり、戦後は、大規模植林と畜産経営が進み、特に林業はヘリコプター集材が導入されるほど発達した。明治維新により、明治22年6月に「御杖村」が誕生してから、令和元年で、村制施行130周年を迎え、現在にいたっている。

地形上の位置としては、奈良県の最東部で、三重県との県境に位置している。村の北東部は室生火山群の南端、中部及び南部は高見山地、東部の三重県境は伊賀・伊勢地方の境界を南北に貫く布引山地の南端にあたっている。さらに、本村の南方櫛田川から西方吉野川につづく溪谷は、東西方向の西南日本中央構造線が走っており、室生赤目青山国定公園に指定される雄大な山々と、四季を彩る美しい自然に囲まれている。

なお、西北部および西部は本県宇陀郡曽爾村、同吉野郡東吉野村に接しているが、東北部から東部にかけては、三重県津市美杉町に、南部は松阪市飯高町に接し、本村の境界線の50%以上は、三重県との境界線となっている。このように、本村は奈良・三重両県にまたがる地形によって構成されており、三重県との関係が深くなっている。

近隣市町村への距離は、曽爾村（今井）まで約5km（直線、以下同様）、宇陀市室生（大野）まで約20km、宇陀市榛原へは19kmである。特に、宇陀市榛原、三重県名張市へは路線バス等により1時間で結ばれ、さらに、近鉄線によって奈良市、大阪市へは約1時間の所要時間となっている。一方、本村と経済的関連の深い三重県名張市へは約15kmの至近距離にある。なお、本村の総面積は79.58平方キロメートル（内88%が山林）で、県下39市町村のうち面積では第14位（27町村のうち第9位）の広さである。

気候は、内陸性気候の特徴がみられ、高い標高に位置していることから、夏期はかなり涼しく、冬期は季節風の影響を受け寒さもきびしくなっており、全体としては冷涼多雨地帯といえる。

イ 御杖村における過疎の状況

我が国の高度経済成長とともに全国的に起こり始めた過疎問題は、少子・高齢化問題が重なり事態はより深刻化している。本村では昭和 35 年に 5,533 人の人口規模を擁したが、平成 27 年には 1,759 人となり、55 年間で人口が約 3 割になっている。

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、国の財政支援を受けて農林業の振興策や生活基盤の整備、若者定住対策をはじめとする様々な過疎対策事業に取り組んできたが、産業構造の変化による農林業の低迷や都市との生活基盤の格差がもたらす若年世代の人口流出に歯止めをかけることができなかった。社会動態における若年世代の流出は、自然動態でも若年人口の減少を拡大することとなり、過疎化が高齢化を招く悪循環に陥っている。本村では 65 歳以上の高齢者人口比率が平成 27 年には 53.9%に至り、全国平均の 26.6%、奈良県平均の 28.7%を大きく上回っている。今後一層過疎化・高齢化が進むことが予想される本村において、地域活力を維持し、自治体として存続していくためには、これまで以上の対策を講じる必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、奈良県の総合計画等における位置付け等を踏まえた御杖村の社会経済的発展の方向の概要

本村は農林業を基幹産業とする農山村地域として発展を遂げてきたが、日本経済の高度成長期を境に様相は大きく変わることとなった。我が国の産業構造の変化や国際貿易の自由化が進むにつれ農林業は衰退し、若年層を中心に都市への人口流出が加速して地域経済は活力を失った。

基幹産業である農林業の不振は、地元への就労離れの要因となっている。これまでの取り組みにおいて、農業では、新規就農者を確保するとともに新たな農事組合法人の設立など組織強化を行った。また冷涼な気候から本村の特産品として生産を促進するハウレンソウは、集出荷予冷施設での共選共販体制を確立し、産地力強化を図ってきた。しかし、就農者の減少や高齢化は以前よりさらに進み、後継者不足による生産量の減少が年々続いている状況である。林業では、戦後における国の林業施策により植林された人口林が伐採適齢期を迎えていることから、間伐材の有効活用の補助や、地域おこし協力隊制度を活用した担い手の育成などを行っているが、市場価格の低迷から搬出が進まず、利用及び管理を放置された施業放置林の増加が喫緊の課題となっている。

本村は京阪神と中京の経済圏の間に位置するが、日本経済の高度成長が始まった頃は道路整備が著しく遅れており、両経済圏の中心部への距離は地図で見る以上に離れていた。しかし、近年において国道をはじめとする道路整備が進められたことにより、その距離や時間は大幅に短縮されている。交通環境の改善により、農産物の流通や観光誘致などにおける経済圏と、通勤・通学をはじめとする生活圏の拡大が図られている。こうした追い風をいかに生かして地域の活性化に結びつけるかが、これからのむらづくりにおける課題である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口・世帯数は、第 1 回国勢調査が実施された大正 9 年にはそれぞれ 4,285

人・920 戸であり、その後増減を繰り返しながら、戦後に急増し、昭和 25 年には 5,525 人・1,123 戸、さらに昭和 35 年には 5,533 人・1,071 戸とピークに達した。しかし、この年を頂点としてその後人口は減少の一途をたどり、平成 27 年の国勢調査人口は 1,759 人となり、最多期の約 3 割になっている。世帯数については人口の減少と比較してその減少率は緩慢で、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で 323 世帯（世帯減少率 30.2%）の減少であり、人口の 3,774 人（人口減少率 68.2%）と比較して低い数値となっている。

世帯構成員を見ると、昭和 35 年には 1 世帯平均 5.2 人であったが、昭和 50 年は 3.8 人、平成 2 年は 3.4 人、平成 17 年は 2.8 人、平成 27 年は 2.4 人となっている。

また 65 歳以上の高齢者人口比率は、昭和 35 年には 7.7%であったが、昭和 50 年に 15.0%、平成 2 年に 23.4%、平成 17 年に 40.5%、そして平成 27 年には 53.9%に達し、全国及び奈良県平均の約 2 倍に及んでいる。

産業別人口の動向を見ると、本村の基幹産業である農林業にたずさわる第 1 次産業の就業人口比率は、昭和 40 年に 59.7%を占めていたが、社会経済情勢の変化に伴いその割合は減少を続け、平成 27 年には 21.8%になっている。

人口動態を分析すると社会動態による人口減少が自然動態での人口減少を大きく上回っている。

このように、本村では日本経済の成長につれて若年人口の流出が拡大したことにより著しく過疎化・高齢化が進み、現在は高齢者だけの世帯が多くなっている。世代別人口構成を見ると過疎化・高齢化の現象は今後一層加速することが予想され、より効果的な対策を講じることが求められている。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,533	人 3,593	% △35.1	人 3,035	% △15.5	人 2,366	% △22.0	人 1,759	% △25.7
0 歳～14 歳	1,779	720	△59.5	419	△41.8	245	△41.5	74	△69.8
15 歳～64 歳	3,328	2,335	△29.8	1,906	△18.4	1,162	△39.0	737	△36.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,136	598	△47.4	411	△31.3	247	△39.9	143	△42.1
65 歳以上 (b)	426	538	26.3	710	32.0	959	35.1	948	△1.1
(a)／総数 若年者比率	% 20.5	% 16.6	—	% 13.5	—	% 10.4	—	% 8.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.7	% 15.0	—	% 23.4	—	% 40.5	—	% 53.9	—

表 1-1(2) 人口の見通し

区分	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年	令和 37 年	令和 42 年
総 数	人 1,574	人 1,473	人 1,398	人 1,340	人 1,288	人 1,254	人 1,238	人 1,239

(3) 御杖村行財政の状況

人口減少、少子高齢化、国際化、情報化など、社会情勢が大きく変化している中、地方公共団体は地域の総合的行政主体として、自らの個性や創意工夫を生かしつつ、活力ある地域づくりへの取り組みが求められている。また、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の趣旨に鑑み、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現できるよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要となっている。

本村の生活基盤の整備状況は、住民生活の向上を図るための事業を年次的に進めてきた結果、以前に比べて充足してきている。しかし、公共事業と民間事業の両輪によって整備が進む都市部と比較すると、公共事業のみで進める本村の社会資本の整備の遅れは歴然としており、より一層の充実が求められている。また、加速度が一段と増す過疎化・高齢化に対する対策など、直面する行政課題が多く残されている。

本村の財政事情は、過疎化、高齢化の影響で村税は減少傾向であり、歳入の大半を地方交付税や地方債などの依存財源に頼っている脆弱な財政構造となっている。また歳出面では社会保障関係費の自然増や、多額の公債費が更に財政状況を硬直化させている。このような状況において、今後一層行財政改革の推進を念頭におき、事務事業についての見直しや、経費の節減合理化に努めなければならない。限られた財源を有効に活用して行政効果を得るためにも、中長期的な展望に立った行財政計画のもとでの財政運営を図ることが不可欠であり、各施策の選択については、優先順位を定め、財源の重点的配分を行う必要がある。また、効率的かつ合理的な行財政を行ううえで、広域行政における施策の更なる拡充も必要である。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,409,331	2,558,370	2,615,293
一般財源	1,732,418	1,612,406	1,393,477
国庫支出金	222,331	255,565	212,909
都道府県支出金	174,946	139,284	135,367
地方債	36,600	171,300	446,600
うち過疎対策事業債	35,900	71,200	384,800
その他	243,036	379,815	426,940
歳出総額 B	2,188,018	2,201,762	2,457,137
義務的経費	1,117,846	923,994	730,498
投資的経費	320,848	339,280	602,084
うち普通建設事業	318,949	331,245	589,166
その他	749,324	938,488	1,124,555
過疎対策事業費	104,693	204,813	391,569
歳入歳出差引額 C(A-B)	221,313	356,608	158,156

翌年度へ繰り越しすべき財源 D	6,767	35,196	2,571
実質収支 C-D	214,546	321,412	155,585
財政力指数	0.109	0.105	0.129
公債費負担比率	26.6	18.6	10.0
実質公債費比率	—	6.7	3.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.2	84.6	82.5
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	2,996,732	1,729,899	1,916,891

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	20.3	17.2	22.8	31.6	34.4
舗装率 (%)	37.3	49.2	52.7	60.2	63.6
農 道					
延長 (m)	20,785	17,223	18,395	18,395	9,873
耕地 1ha あたり農道延長 (m)	53.6	46.3	49.2	54.6	29.6
林 道					
延長 (m)	21,610	18,093	21,841	27,624	9,742
林野 1ha あたり林道延長 (m)	5.1	4.1	4.9	6.8	2.7
水道普及率 (%)	20.6	30.3	94.4	96.3	96.8
水洗化率 (%)	—	—	44.3	63.8	72.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	1.0	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

御杖村は、大阪や名古屋といった大都市から 2 時間で辿り着ける立地にありながら、美しい里地里山の自然に囲まれ、その豊かな恵みを生かした暮らしと、生態系の循環と共生する産業が営まれていることから、創造・育成・環境の「みつつの杖」で仕事や学業、結婚など人生における縁、自然の循環系の中に組み込まれる都市と農村の縁など、様々な縁を結び、これまでのむらづくりを継承しつつ、新たな「縁結びのふるさと」づくりに挑戦することを目標とし、「みつつの杖」でつくる 縁結びのふるさと ～倭姫に会える癒しと交わりの村～』を村の将来像として掲げる。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、次の 3 点の縁を目標として村の自立促進に取り組み、将来の人口

及び財政運営を展望する。

① “創造の杖” で “しごと” の縁を広げる

歴史ロマンあふれる奈良の自然の中で働きたいという若者は大勢いることから、仕事場として、御杖村を選んでもらえるよう、地域資源を活かした“しごと”の創生を図り、田舎暮らし志向の人々にアピールを行う。

御杖村で働く人々と行政が協働して、新しい產品やサービスを開発し、全国・世界に販路を広げていき、また、御杖村を訪れる人々には御杖村の魅力を惜しまず提供し、御杖村を好きになっていただき、交流を深めていく。

創意・工夫しながらこれらの取り組みを並行して推進する。

② “育成の杖” で “ひと” の縁を育む

保育所、小学校、中学校を中心に、地域住民と最大限の協力をしながら、地域ぐるみで子どもたちと縁を結び、未知の将来を生き抜く知恵を教え、たくましく健やかに育てていく。病気や障がい、要介護状態になっても、周囲の人々や専門の職員から必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、普段から様々な活動に参画し、自らの健康づくりに役立てるとともに、向こう三軒両隣の地域福祉力を強化させる。

お互い育ち、育てられる人間関係の中で、これらの取り組みを並行して推進する。

③ “環境の杖” で “むら” の縁を深める

生態系や水などの自然の循環が、奇跡的な調和によって成り立っていることを尊重し、環境にやさしい行動を賢く選択し、私たちの身の回りの自然環境を保全していく。

村民が安全で快適な住生活を享受できるよう、また、移住希望者が御杖での田舎生活に満足できるよう、生活基盤の長寿命化・更新など、“むら”の成熟度・洗練度を深めていき、さらに、災害や事故、犯罪など、もしもの時にも支えあい、生活課題をみんなで解決するむらづくりを進める。

美しい郷土を守りながらこれらの取り組みを並行して推進する。

○人口に関する目標

令和2年度をみると、転入数が35人、転出数が36人と純移動数は僅差で、移住定住施策のさらなる促進によっては、転入増が見込まれる。また、出生率の減少にもつながる若い世代の転出を抑えることで、転入数が転出数を上回る社会増を期待できる。よって、今後、出生率の上昇につながる取り組みと、転出減・転入増につながる取り組みを同時進行することが、人口減少に歯止めをかける上で効果的であると考え、以下のような目標掲げる。

(ア) 合計特殊出生率の上昇

2013年－2019年（平成25年－平成29年）の合計特殊出生率1.25を、2030年（令和12年）に国が設定する人口置換水準である2.07とすることを目指す。

(イ) 若者・子育て世帯の転入促進

毎年2人の子どもがいる4人家族が2組と20代後半の男女各1名相当分の転入増加または転出の抑制を目指す。

○財政力に関する目標

第 4 次御杖村長期総合計画に基づき、財源の確保と効果的な配分、経費の削減に努めるとともに、未来のためには必要な投資を行いつつ、住民と行政が協働で自主自立のむらづくりを進める。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度、前年度に実施した事業のうち、過疎対策事業債を充てた事業について、所管課において評価を行い、議会へ報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村の公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

①点検・診断等の実施方針

建物の劣化及び機能低下を防ぐため、総合的な管理運営や保守点検及び整備を行う。施設の継続的な運営（利用）を実施することが確実に見込まれている施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検を効果的に実施することとする。

また、利用率の低い施設は、その状態を把握、勘案し早期に廃止、転用（用途変更）、取り壊し等の合理化が図れるようにデータを蓄積し、全庁で情報を共有できるようにするための事務執行方法を検討する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施する。大規模な改善や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進する。

施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、積極的に取壊を検討する。くわえて、施設の取壊に際しては優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにする。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿っ

て安全確保の改修を実施する。

また、今後も利用見込みのない施設等については、順次取壊しを行う。

④耐震化の実施方針

いつまでも安心して暮らすことができるよう、総合的な防災対策を推進し、被害の軽減を図りながら、災害に強いまちづくりを進めていく。

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、被害情報や災害対策指示が行われる等応急活動の拠点となる。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から耐震化に取り組む。

これまでも、中学校・役場庁舎の耐震改修に取り組んできたが、今後とも引き続きその他の施設についても計画的に耐震化を進める。

⑤長寿命化の実施方針

公共施設の劣化に対して、更新、大規模改修など、村財政の中では厳しく困難な状況にありますが、予防安全型の修繕を行うことにより、安全性及び機能性の向上を図るとともに財政負担の抑制を図る。

⑥統合や廃止の推進方針

施設の整理を行い、施設総量を縮減し、管理・運営についても効率的にし、空いた土地は、活用又は処分を促進する。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

村長をトップとし、施設保有の関係部署と連携を取り全庁的な取組体制を構築し、全職員が公共施設に関して現状が把握できるように、情報の共有に努めていく。

施設整備・管理運営にも財政措置は必要不可欠である。そのためには、予算編成段階から関係部署との連携を図り推進する。

以上のことを踏まえ、本計画では、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

人口減少傾向が続く本村において、直接的に人口の獲得につながる移住・定住の促進は重要である。本村ではこれまでに「移住・定住の環境整備」の観点から、公的賃貸住宅を整備し子育て世代向けに住環境の提供を行ってきた。また、人口の減少に伴って増加している空き家について、空き家バンク制度を整備し活用を図ってきた。これらの対策は一定の効果を上げているが、人口減少に歯止めがかからない現状は変わっていない。単に住環境を整備するにとどまらず、田舎暮らしの希望者が数ある自治体の中から本村を選び移住生活を成功させるための施策を実行していかなければならない。

②地域間交流

京阪神と中京圏の中間に位置する本村は、行政圏域として従前より「桜井宇陀広域連合」として「ふるさと市町村圏」を形成している。基金活用のもと各種ソフト事業を展開し、圏域はもとより広く県内外と交流活動を促進しているところである。

また、観光事業を中心に京阪神地域の住民はもとより最近中京圏域住民の来村が増加している。特定地域との提携等を行っていないが、村の知名度アップのためのPR、構成市村との都市住民誘致のための広報活動を活発化することにより、着実な交流人口の漸増につながっている。

③人材育成

少子高齢化、過疎化により農林業の担い手だけでなく、商工業やコミュニティの運営等あらゆる分野で人材不足による影響が出ており、存続が危ぶまれる状況である。地域おこし協力隊制度の活用により人材の確保につとめるものの、任期満了後の定住につながった実績はまだ少ない。

また少子化が進んだことによる少人数制の教育環境は、きめ細かな指導ができる一方で、経験、体験が制限されてしまうという弊害もある。

(2) その対策

①移住・定住

移住への問い合わせ件数が増加している中、本村への移住希望者を増やし着実な移住につなげるため、移住・定住に関する積極的な情報発信を行い、村の魅力や各種支援制度の周知を図る。また移住体験住宅を活用し、長期間の滞在により移住後の暮らしをイメージしてもらうことで移住の促進につなげていく。

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
移住体験住宅利用世帯数	6 世帯	10 世帯

②地域間交流

引き続き、「桜井宇陀広域連合」の主要事業である「ふるさと市町村圏」による各種ソフト事業の推進と、観光事業の促進に努める。

また、本村の様々な分野において課題となっている人材不足の対策として、御杖村と継続的なつながりを持つ「関係人口」の創出を推進する必要がある、そのために御杖村とのつながりを持つ機会を提供する。

③人材育成

地域づくりに対し自主・主体的に地域づくりに取り組む団体の育成を推進する。また村内の担い手不足解消のため、地域おこし協力隊制度を活用しているが、今後も継続し積極的な受け入れに取り組むとともに、定着率を上げるためにサポート体制の充実に取り組む。

将来を担う子どもたちの成長を支援するため、御杖村独自の子育て・教育施策として、保育園児から中学生までの英語教育を実施し、国際社会で活躍できる人材を育成する。

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
資格取得支援制度利用者数	0人	5人
地域おこし協力隊員数	7人	10人
英検準2級合格率(中学卒業時)	12.5%	50%

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。 ●移住フェアの実施 ●婚活出会いイベントの開催 ●近居・同居推進事業補助金 【事業の必要性】 人口の獲得につながる移住定住を促進するために必要である。 【見込まれる事業効果】 村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。	御杖村	

	地域間交流	【具体的な事業内容】 村 PR のために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業 【事業の必要性】 村内外に広く村の魅力を PR し、関係人口の拡大を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。	御杖村	
	人材育成	【具体的な事業内容】 地域の人材育成に係る各種施策を実施する。 ●地域活性化起業人の導入 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●短期留学支援事業 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業 【事業の必要性】 若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要である。 【見込まれる事業効果】 グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農 業

本村の農業は農家戸数 271 戸（36.0％）、経営耕地面積 89 ha（1.1％）の生産基盤を有している。

昭和 55 年から始めた圃場整備事業によって農地の整備率は 80％に達しているが、森林の多い中山間地域であるがゆえに農地は狭小であり、一戸当たりの平均経営面積は 32.9 a と少なく、平成 27 年度の県平均 46 a の 71.4％に留まっている。農業従事者に占める 65 歳以上の高齢化率は、平成 27 年度が 75％で県平均の 63.6％を上回っており、若年人口層の減少により、農業従事者の高齢化及び後継者不足は年々深刻化している。

主な産品については、水稻及び施設野菜が中心であるが、水稻については農事組合法人も設立されているものの、自己消費を主とした規模の小さい経営体が多く脆弱である。ハウレンソウをはじめとする施設野菜についても、関西市場を中心に一定の地位を確立しているものの、高齢化や後継者不足により生産量は年々減少傾向にある。

また、鹿や猪による獣害被害もこれまでの獣害防止柵の設置等の対策により一定の効果はあったものの毎年被害は発生しており、特に近年、野生猿による家庭菜園への被害が深刻化している。

②林 業

本村の森林面積は 7,010 ha で、村の総面積の 88.0％を占めており、豊かな自然環境を代表するものとなっている。そのうち、人工林面積は 6,200 ha で人工林率は 89％となっている。本村の経済は森林に負うところが大きく、農業と並ぶ基幹産業として長い間本村産業の要となってきた。また、木津川の上流域に位置しており、公益的機能が高く、昨今さげばれている地球環境保全の意味からも、重要な役割を担う森林地帯である。

しかし、木材価格の低迷、長期にわたる林業の採算性の低下、林業従事者の確保難等で森林所有者の林業経営意欲が減退してきていることから、間伐等の森林整備の立ち遅れが問題となっている。

また、施業放置される森林の増加により森林が持つ水源の涵養機能をはじめとした公益的機能の低下、ひいては森林の防災力の低下が懸念されている。

③水産業

本村では、漁業組合が村内の 4 河川にアユやアマゴを放流して遊漁事業を行い、過去においては村内外の多くの釣り人を集め賑わいを見せていたが、近年では水量の減少といった自然環境の変化により漁場としての好適性が後退し、釣り人の数も激減している。こうした状況によって組合員数も減少し、残った組合員も高齢化が進み組織は活力を失っている。

④商 業

本村の商業の状況は、生鮮食料品や日用雑貨用品を中心に、昔ながらの生業的な店

がほとんどで、地域内消費者を対象とした零細店舗が多い。道路事情の改善と日常生活圏の拡大に伴い、都市部への消費の流出や村外からの移動小売店の進出などにより、村内の商店の経営環境は厳しい。

⑤観 光

観光振興の主目的は、村外からの交流人口の増加を図ることにより、地域雇用の創出や地域経済の活性化を促すことにある。

特出する観光資源が少ないなか、観光立村を表明して以来、過疎振興策の主要施策として、未利用資源の発掘活用や施設整備に努めた成果として年々観光人口の増加がみられた。特に「道の駅」温泉温浴施設や体験交流館の開設に加えて既存観光施設の再整備などを行ったことや、奈良県畜産技術センター（みつえ高原牧場）が開設されたことにより、観光客は飛躍的に増加した。しかし、道の駅開設後 17 年が経過した現在は、近隣に類似施設ができたことや全国的に人口減少、高齢化が進んでいることにより減少傾向にある。

（２）その対策

①農 業

本村は大都市圏から離れた遠隔地、山間地として位置づけられてきたが、道路整備や物流産業の進展によって、都市近郊農業地帯として産地形成を図る条件が整いつつある。

現在、村内の専業農家は 25 戸で、その大部分がハウレンソウ栽培を行っている。このハウレンソウをみつえブランド野菜として生産・流通を維持・拡大させるには、より効率的な農業経営の確立を図らなければならない。そのためには、分散する農地の集積、集約を進め経営規模の拡大を図るとともに、地域おこし協力隊制度等を活用し、次世代を担う新規就農者の確保・育成を図る。

また、水稻においても耕作放棄地の抑制及び農業の多面的機能の発揮を図るため、中山間地域等直接支払制度等を活用した協定集落団地への支援を引き続き行うとともに、ハウレンソウ同様、効率的な農業経営の確立に向け、認定農業者等、中核的担い手への農地の集積、集約に向けた取組を進める。

さらには、優良農地を確保し、作業の効率化と生産の安定を図るため、圃場の改良、用排水路の改修など土地基盤の整備を促進するとともに、獣害対策として過去に設置した獣害防止柵の補修及び地元猟友会と連携した有害鳥獣の駆除に引き続き取り組む。

みつえ高原牧場については、未利用地となっている土地に畜産農家を誘致し、御杖生まれの和牛（大和牛）、乳用牛の生産拠点として畜産団地の整備を計画している。平成 28 年に締結した「奈良県と御杖村のまちづくりに関する包括協定」に基づき、畜産加工品等の特産品化に取り組む。

項 目	現状値	目標値(令和 7 年度)
中核的な担い手への集積農地面積	60.5 ha(令和 2 年度)	66.0 ha
新規参入者数	個人 2 法人 0 (令和元年度)	個人 5 法人 2 (5 年間で)

②林 業

現在林業のおかれている状況は非常に厳しく、今後もこの状況は続くものと思われる。このような状況の中、御杖村の象徴ともいべき森林を保全し林業の活性化を図ることが、本村の重要課題となっている。本村の山林は大半が育成期にあることから、令和元年度より譲与されている森林環境譲与税等を財源に、間伐のさらなる促進はもとより木質バイオマスエネルギーへの転換等、搬出した間伐材の有効活用、さらには地域おこし協力隊制度等を活用し、これからの森林施業に必要な人材の確保・育成を図る。

また、森林が持つ公益的機能の維持増進を図るため、施業放置林の整備や道路沿いにおける危険木伐採等、森林環境整備に向けた取組を進める。

これらの諸施策を推進するため、林道網の整備は不可欠であるが、基幹林道の整備が概ね完了していることから、今後は林道の維持管理やよりきめの細かい支線や作業道の整備拡充に取り組む。

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 7 年度)
間伐面積	148 ha/年	5 年間で 600 ha

③水産業

水産業の振興を図るには、観光事業との連携強化が重要である。木津川の源流となる本村の河川は、魅力的な地域資源である。村内に多くの人々を招き地域の活性化を図るためにも、河川環境の美化に努め、漁業組合が行う遊漁事業の復興を目指す。

④商 業

購買者を村内に定着させ商業の振興を図るために、商工会を中心に商業環境の整備や流通機構の再編成、経営及び経営技術の体質改善を行い、地域住民のニーズに対応した商業や情報通信産業等の育成に努める。

また、プレミアム商品券を発行し、地域内消費を喚起するとともに地域内店舗の継続的な利用促進につなげる。

⑤観 光

本村の発展には、様々な行政分野を結びつけて地域の活性化を図ることが必要である。こうした事業展開を描くうえで観光事業は各分野との結びつきが多く、これからのむらづくりにおいて重要性は高い。本村には有効な活用ができていない観光資源や文化資源などが数多く散在しており、その資源を活かし、特産品開発や田舎体験メニュー等の発掘に取り組むことにより、入り込み観光客数や観光事業収入の増加を目指していく。

また、既存事業に付加価値を付けていくことも重要である。

道の駅・温泉施設を地域活性化の拠点に位置付け本村の観光事業を一括して経営する「株式会社みつえ」は、新たな価値創出による潜在的資源の発掘・活用を行い、より地域経済の活性化を推進していくものである。

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 7 年度)
入り込み観光客数	81,642 人	120,000 人

(3) 事業計画 (令和 3 年度～7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備促進事業 用排水路整備	御杖村	
		土地改良事業補助金 暗渠排水資材補助 補助対象経費の 10/10 上限 20 万円	御杖村	
	林業	農地中間管理機構関連事業 圃場整備 5 ha	御杖村	
		施業放置林整備事業 施業放置林に対する強度な間伐 (40%)	御杖村	
		獣害に強い里山づくり事業 竹林等の伐採による緩衝帯整備	御杖村	
		森林環境整備事業 道路沿いの危険木伐採	御杖村	
		混交林誘導整備事業 間伐、広葉樹の植栽	御杖村	
	(9) 観光また はレクリエー ション	観光トイレ整備事業	御杖村	
		若者団地公園改修事業	御杖村	
		みつえ青少年旅行村リニューアル事業	御杖村	
		青少年旅行村リフレッシュ工事	御杖村	
		温泉マイクロバス更新	御杖村	

		道の駅温泉温浴施設設備整備事業	御杖村	
		体験交流館改修事業	御杖村	
		三季館改修事業	御杖村	
		観光イベント駐車場	御杖村	
	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥 獣害対策など、農林業に係る各種施策 を実施する。 ●中山間地域等直接支払交付金 ●中山間集落支援交付金 ●多面的機能支払交付金 ●ハウレンソウ共選出荷奨励金 ●農業次世代人材投資事業 ●担い手支援事業 ●農業経営基盤強化促進事業 ●新規就農者支援(誘致)事業 ●有害鳥獣被害防止対策事業 ●美しい森林づくり基盤整備事業 ●県産材生産促進事業 ●間伐促進事業 ●木質バイオマスエネルギー供給促進事業 ●森林整備地域活動支援事業 ●スマート農業支援事業 【事業の必要性】 高齢化により担い手が不足する中、本 村の基幹産業である農林業を維持・発 展していくために必要である。 【見込まれる事業効果】 農林業生産の安定や景観の保全及び新 たな担い手の確保が期待される。	御杖村	
	商工業・6			

	次産業化	【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び地域内消費の喚起に係る施策を実施する。 ●創業支援助成事業 ●プレミアム商品券発行事業 【事業の必要性】 継続的な地域内店舗の利用促進のために必要である。 【見込まれる事業効果】 地域経済の活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	観光			
	その他	【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ●地域資源を活用した観光振興事業 ●観光誘客事業 ●広域連携 DMO 事業 ●三峰山 登山道整備 ●つえみちゃん着ぐるみ制作 【事業の必要性】 観光振興や地域活性化のために必要である。 【見込まれる事業効果】 観光客の増加が見込まれ、地域活性化さらには定住促進効果が期待される。	御杖村	
	その他	【具体的な事業内容】 一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。 ●地籍調査事業 【事業の必要性】 土地の位置や面積等を正確に把握し土地に関するトラブルの防止や固定資産税の適正な課税のために必要である。 【見込まれる事業効果】 土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税、迅速な災害復旧等の効果が期待される。	御杖村	
	(11) その他	河川維持補修事業 草刈り・堆積土砂撤去	御杖村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
御杖村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

村内において、地域の持続的発展や産業の振興を目的として、上記事業に使用する設備等を取得した場合、固定資産税の課税の免除を行う。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設に区分されるのは、農作物加工所と農業組合共同作業所の2施設である。これらの施設は、地域農業の振興と農村経済の向上を図り、地域活性化に寄与することを目的として設立され、本村の特産品であるこんにゃく等の加工所や、本村のブランド野菜であるハウレンソウの共同選果作業所は本村の農業振興の礎として機能している。2施設とも今後は、大規模な改築や長寿命化工事は実施せず、施設の維持を図りながら将来的な方向性について検討を図る。

観光レクリエーション施設は、宿泊施設及び、キャンプ場や道の駅等、19施設が分類される。利用率、効用、意義、老朽度等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施する。大規模な改善や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①電気通信施設

本村では、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域住民の利便性の向上を図るため、移動通信用鉄塔施設を7基整備したことにより、村内のほとんどの地域で利用が可能となった。

また、既存の防災行政有線は、平成27年度に旧防災無線を撤廃し、同年度にそのケーブルテレビ網を利用しテレビと連携した防災行政情報の伝達システムを構築し、各戸に有線で個別受信機を設置した。

(2) その対策

①電気通信施設

防災行政有線の個別受信機が設置から5年以上経過し、メーカー保証も終了したことから経年劣化等での故障も考えられるため、設置から10年後の令和7年度に個別受信機の更新を行う。

また、屋外拡声局との連携については、平成29年度に旧防災無線から新システムへの切替が完了しており、Lアラートについても設定変更が完了している。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	防災情報提供システム個別受信機の更新 800戸	こまどり ケーブル 株式会社	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

村には、現在、防災情報提供システムが整備されており、住民への災害時情報伝達体制が確立されている。このため、導入されている防災情報提供システムのセンター設備及び各機器については、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに耐災性の向上に努める。また、全世帯に設置している住民用受信端末については適時適切な更新と住民に対して維持管理方法等の周知を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①国道・県道

本村の幹線道路は、国道 369 号が東西に横断し、国道 368 号が本村東部を通過しており、これらの国道を軸として、主要地方道 1 路線、一般県道 1 路線を加え、主要な道路網を形成している。国道 369 号は東の三重県松阪市に通じ、西は宇陀市で国道 165 号に接続し、奈良市へと通じている。国道 368 号は、三重県名張市で国道 165 号に接続している。

この両路線は、最も重要度の高い道路であり住民生活の生命線となっているため、村民の道路整備に対する願いは大きい。国道 369 号については、平成 14 年に村内区間の 2 車線整備が完了、平成 18 年の梅坂バイパスの全通により奈良方面のアクセスが大幅に改善されたが、国道 368 号については村内区間の整備は完了したものの、三重県内においては未改良区間が多く残っている。

また、県道の榛原菟田野御杖線及び土屋原飯高線は現在もなお狭隘区間があり、今後早急な整備が望まれている。

②村 道

村道については、基幹道路である国道や県道と集落を結ぶ村道の整備を年次的に行ってきたことにより、日常生活における利便性は大きく改善された。しかし、近年観光施設への入込客の増加等により通行に支障をきたしている路線も見受けられる。

今後は、観光アクセス道路の整備とともに、生活道路に残る狭隘箇所の部分改良、さらには老朽化が進む道路橋に対する長寿命化を目的とした定期点検及び計画的な修繕が必要である。

また、冬期の積雪時には自動車交通の障害となることもあり雪寒対策も必要である。

③農 道

本村の農道は大部分において改良が加えられ、農業機械の大型化に対応できるようになった。また、本村では農道が集落間の連絡道として重要な役割を果たしていることから、未改良農道の整備及び適切な維持管理が必要である。

④林 道

本村は、総面積の 88%が山林であり、そのうち 89%が人工林となっている。林業は農業と並ぶ基幹産業であり、従来から林業振興の為、生産基盤の整備を行ってきた結果、林道網の整備は概ね完了している。今後も集落間を結ぶ連絡道として、林道の適切な維持管理は必要である。

⑤自動車等

平成 12 年 4 月から村内の交通環境の改善を図り住民生活の利便性を高めるために運行を開始した村営バスは、10 年間有償で運行していたが、平成 23 年 4 月に運賃負担が利用者減少の一因と考えられることから無償運行とし、利用者数の増加を図った。

現在、無償運行で平日 5.5 便、土・日・祝日 3.5 便を運行している。主な利用用途については、診療所への通院及び村外への通学・通勤のための三重交通・奈良交通バスへの乗り継ぎ手段である。この事業の実施により、自動車を運転できない高齢者や子供などの利便性は大きく改善することができた。しかし、無償運行にしていることから運転手の人件費・バスの維持管理において経常的に経費がかかるため、今後、節減・改善に取り組む必要がある。

(2) その対策

①国道・県道

幹線道路の整備は、都市部への交通条件を整備することにより、村の発展、村づくりに大きな役割を果たすものである。通勤・通学、さらには生活全般に関わる重要な機能を担うものであり、若年層の定住指向を高めるためにも、未改良区間については、近隣市町村及び国・県との連携を図る。

また、道路改良に伴い、自動車交通量が増加することが予想されるため、交通安全対策施設の建設に向けても連携を図る。

②村 道

本村は国道 369 号が横断し、そこから派生的に村道が伸びている。これらの村道については、順次整備され、大幅に改良されているものの未だ未改良部分を残しており、今後も年次的な整備を推進する。

今後老朽化が進む道路橋については、令和元年度に策定した長寿命化修繕計画により予防的な修繕及び計画的架替えにより費用の縮減を図りながら、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。

また本村は、冬期の積雪が多く、住民の通勤・通学等の安全・安心を確保する意味からも、その対策は重要であるとともに迅速な対応を図る必要がある。

③農 道

農道は、農業生産物等の流通機能の促進を図ることはもちろんのこと、集落間を結ぶ生活道としての機能も果たしていることから、未改良農道の整備及び老朽化した農道の舗装補修を推進する。

④林 道

林道は、森林の適正な維持管理や効率的な林業経営のため、その機能が十分発揮されるよう、その維持管理を図る。

⑤自動車等

運行開始から 20 年以上経過し、村営バスは村民に認知されてきたが、依然、乗客は少ない状況である。

これまでの村営バスは、住民の利便性の向上、運行経費の節減を考慮しながら運行ダイヤを改正し、運行収支の健全化に努めてきた。今後も既存の運行便について、一定期間の調査を行った上で利用頻度の低い便については廃便や統合便を検討し、運行コス

トの節減に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	道路改良 白髪線 L=100m W=5.0m	御杖村	
		道路改良 井出谷太良路線 L=900m W=7.0m	御杖村	
		道路部分改良 葛原園座線 L=60m W=5.0m	御杖村	
		道路部分改良 脇谷中野線 L=200m W=3.0m	御杖村	
		災害防除(法面改良)井出谷太良路線 L=210m W=6.5m	御杖村	
		災害防除(法面改良)三畝線 L=80m W=4.0m	御杖村	
		災害防除(法面改良)畑井笹及線 L=80m W=4.0m	御杖村	
		災害防除(法面改良)曾爾口線 L=100m W=4.0m	御杖村	
		舗装補修 三畝線 L=1,350m W=6.0m	御杖村	
		舗装補修 西川川合敷津線 L=2,000m W=5.0m	御杖村	
		舗装補修 峯線 L=90m W=7.0m	御杖村	
		舗装補修 上中野線 L=600m W=4.0m	御杖村	
		道路維持補修 草刈り・堆積土砂撤去	御杖村	
		雪寒対策 凍結防止剤散布・除雪作業	御杖村	
		橋梁長寿命化補修事業 13 橋	御杖村	
		橋梁定期点検事業 235 橋	御杖村	
	(2)農道	農業基盤整備促進事業 農道舗装補修	御杖村	

		土地改良事業 農道橋整備 1 橋	御杖村	
	(3) 林道	林道維持事業 崩土撤去・路面補修・他	御杖村	
	(6) 自動車等 自動車	村営バス更新	御杖村	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営バス運行 【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要である。 【見込まれる事業効果】 生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。	御杖村	
		【具体的な事業内容】 民間事業者が運行するバス路線に対して一部負担を行う。 ●宇陀地域公共交通活性化協議会負担金 【事業の必要性】 交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要である。 【見込まれる事業効果】 生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。	宇陀地域公共交通活性化協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設種ごとに各施設の特性に合った長寿命化と維持管理業務を実施する。道路は、住民の生活の安全で快適な生活環境に結びついたものであり、本村で管理している道路においては、定期的なパトロール、点検・診断を行い、劣化状況を把握する。点検・診断結果を踏まえた適時適切な補修・維持管理を行い、安全で利便性に優れた暮らしを支える村道網の拡幅等整備と補修保全を計画的・効率的に実施する。

橋りょうについては、高齢化橋りょう（建設後 50 年を超過した橋りょう）が増加することになり、それに伴う橋りょうの修繕・架替えに係る費用の増加が見込まれる。

「御杖村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な橋りょう点検により、管理している橋りょうの現状を把握し、計画的かつ予防的な整備を実施することで橋りょうの長寿命化を推進し、更新費用の縮減及び予算の平準化を図る。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

水道施設は、住民の生活を支える上で欠くことのできないものであり、安定性の高い供給体制を確立することが重要である。本村では昭和 62 年 4 月の桃俣地区での簡易水道による給水開始を皮切りとして、平成 8 年までに村内 4 箇所の簡易水道施設の整備を終え、計画給水区域への給水を行っている。公共施設の新設や住民の生活様式の改善等に伴う消費水量の増加に伴い、平成 17 年に神末簡易水道施設の水量拡張工事を行った。

また、本村の簡易水道は自然流下方式をとっていることから、給水区域外への供給ができないため、給水区域外への住宅建設に伴う対応も問題となっている。

②下水処理施設

村民が生活の豊かさを実感できる社会の実現には、快適な生活環境づくりが必要であり、下水道処理施設の整備は大きな行政課題であった。本村では、集落が点在していることもあり、事業費や管理面から考えて公共下水道事業や農林業集落排水事業よりも、浄化槽が適していると判断して、平成 4 年から浄化槽の普及促進を始め、令和 2 年では全体戸数の 73%の普及率となっている。これまでは普及が順調に進んできたが、浄化槽の設置条件の悪い世帯や、高齢者世帯の経済的負担等の問題によって、今後普及が鈍化することが懸念される。また、設置後の維持は個人管理となるため、法定検査や保守点検及び清掃などの適正な管理を行うには行政と清掃業者の連携による設置世帯への指導と啓発が必要である。

③廃棄物処理施設

現代社会において、地球規模で環境問題が顕在化しており、ごみやし尿の適正な処理が必要である。ごみやし尿処理に関してはコスト面から考えると、本村単独での実施は困難であり、広域行政において対応を図ってきた。可燃物のごみ処理に関しては、宇陀市、曾爾村、御杖村の 1 市 2 村での広域事業として平成 8 年度より東宇陀環境衛生組合での処理が行われているが、施設の老朽化が進む中、新たに広域的連携によるごみ処理施設の整備・充実に努める。また不燃物については、現在業者委託により処理しているが、容器・包装リサイクル法、家電リサイクル法等に基づき、民間委託主導体制から、本村主導の体制への変換が必要だと考えられる。今後の課題として、東宇陀環境衛生組合の残灰処理の最終処分場確保と、各リサイクル法に基づく循環型社会の形成を推進するための取り組みや、増加が見込まれる観光客が放置するごみへの対応も検討していく必要がある。し尿処理に関しては、三重県久居地区広域衛生組合に処理を委託してきたが、平成 14 年度から宇陀衛生一部事務組合へ加入して処理を行っている。

④消防・防災

本村の消防防災は、奈良県広域消防組合による常備消防と、村消防団の連携により活動を行っているが、村消防団の団員数の減少に伴い分団・部の統廃合による消防組織

力の維持に努めているものの、今後このペースで団員数が減少した場合、組織力の低下が懸念されているところである。現在、消防団は 50 歳定年となっているが、入団者の増加が見込めないことから、今後いかに団員数を維持するかが課題である。

また、今後発生が予想される東南海・南海地震をはじめとした大規模災害に備えて、住民一人ひとりが適切な行動を行えるよういかに住民の危機意識を高めていくか、またスムーズな初動対策や応急復旧が実施できるよう行政・消防機関のさらなる連携が求められるとともに、建物の耐震化、土砂災害防止対策など、国土強靱化に努める必要がある。

⑤公営住宅等

本村は、僻地であるが故に民間の賃貸住宅が無く、核家族化が進む現在社会において、こうした地域環境は若者の村外流出につながる要因でもある。こうしたことから、本村では平成 4 年から若者定住の促進を図るためにスポーツ文化施設や公園を備えた住宅団地の整備に取り組んできた。その他の公営住宅については、老朽化が著しい建物があり、改修工事等の対策が必要である。

(2) その対策

①水道施設

安全で安定的な水の供給ができるよう水源の保全と施設の適正な維持管理に努めるとともに、給水区域外への対応策を検討する。また地震などの大規模災害に備え、耐震化への取り組みとして、配水管布設替え工事を推進していく。

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 7 年度)
配水管布設替工事の進捗率	桃保 58%	桃保 100%、菅野 25%以上

②下水道処理施設

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽のさらなる普及と設置率の向上を目指し、設置のメリットや維持管理コストなどのデメリットも含め、住民に対する啓発に努める。維持管理面においても、正しい方法を普及啓発していく。

項 目	現状値	目標値(令和 7 年度)
浄化槽設置率	73%(令和元年度)	83%

③廃棄物処理施設

村民の快適な生活環境を守るため、ごみやし尿などの適正な処理に努める。ごみに関しては、日常生活において、ごみを出さない暮らしの工夫やリサイクルに対する意識啓発を図り、ごみの減量化に努める。また観光客の増加にともない、放置ごみの増加が

予想されるため、ごみの持ち帰りを啓発する。また空き缶や空きびん、家庭電化製品等については、リサイクル対策を進め資源の有効利用を図る。

可燃物のごみ処理においては、東宇陀環境衛生組合の施設の計画的な改修等により適正に運営させるとともに、ごみ焼却残灰の最終処分に対する課題の解決を図り、収集運搬から最終処分に至る一連のごみ処理体制の確立に努める。さらに、桜井宇陀広域連合を母体としたごみ処理の体制づくりに取り組み、尚一層の広域化による効率性・経済性を追求する。

し尿処理については、宇陀衛生一部事務組合との連携のもとで適正処理に努める。

④消防・防災

消防団については、団員の確保・育成や、消防車両・機器の計画的な更新により、体制の維持・強化に努めることが求められる。

また、今後発生が予想される東南海・南海地震を含めた大規模災害発生時対策として、村民並びに行政・消防機関が、避難、救護、被害拡大の防止、水や食料の供給などの初動対策や、応急復旧等を適切に行えるように情報提供や啓発活動に努め、住民参加による防災訓練・避難訓練等を実施することで住民一人ひとりの危機意識を高めるとともに、被害を最小限に食い止めるためにも行政・消防機関が連携し、地域防災力の向上を図る。

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 7 年度)
消防団団員数	72 人	75 人
出火件数	2 件	0 件

⑤公営住宅等

平成 25 年度に策定した「御杖村村営住宅長寿命化計画」に基づいて、予防保全的な観点から計画的な修繕等の維持管理を行い、住宅の長寿命化に努め、入居者が安心かつ快適な生活が送れるようにする。

また、村民の生命の安全を確保するため、村内の木造住宅の耐震化を進める。

(3) 事業計画 (令和 3 年度～ 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道配水管布設替事業 (基幹改良)	御杖村	
		浄水場非常用電源設置事業	御杖村	
		浄水場機器更新事業	御杖村	

	(2) 下水処理施設 地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業	御杖村	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	東宇陀クリーンセンター施設改修事業	東宇陀環境衛生組合	
		ごみ収集車更新事業 パッカー車 1 台	東宇陀環境衛生組合	
		ごみ処理施設広域化事業	宇陀市／ 東宇陀環境衛生組合	
		し尿処理施設 宇陀衛生一部事務組合施設 大規模改修事業	宇陀衛生一部事務組合	
	(5) 消防施設	消火栓更新	御杖村	
		防火水槽有蓋化事業	御杖村	
		ドクターヘリ離着陸場整備	御杖村	
		消防団屯所改修事業	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

簡易水道事業は、1987（昭和 62）年からの簡易水道の供用開始以降、順次整備を進めてきたが、老朽化も順次進行し、更新時期を迎えることになる。管路の状況を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施し、老朽化が進んでいる管路を優先的に、予防的な布設替え・修繕を図っていく。

村民の活動の拠点として位置づけられる村役場においては、既に耐震化が完了しているが、重点的に安全性の確保を検討し、計画的な維持管理や修繕により長寿命化を図る。消防施設においては、災害発生時に迅速な対応を行うため、計画的に点検・更新を行い、老朽化対策に努める。

また、本村で管理している公営住宅は5団地あり、一部では老朽化が進んでいる。今後、進行すると考えられる少子高齢化及び人口減少や、村民のニーズの変化等に対応し、機能や適正規模について検討していくことになる。また、診断・改修を実施することで長寿命化を図るものとする。

その他施設においても、必要性を考慮した上で、計画的に適切な整備を進めていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

急速に少子化が進む我が国では、共働き家庭やひとり親家庭の増加、兄弟姉妹数の減少、児童虐待の深刻化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきている。本村においても過疎・高齢化、若者の転出などにより、子どもの数は年々減少し、平成20年以降の出生数もひと桁で推移している。これに伴い、子ども同士の交流の機会が少なくなり子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されている。平成27年3月には、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ「第1期御杖村子ども・子育て支援事業計画」を策定した。それから5年が経過した令和2年、第1期計画での取り組みでの成果と課題、子どもを中心に保護者が安心して子育てができ、地域の力で子ども・子育てを支える環境作りを基本理念に第2期計画を策定したところである。過疎・高齢化・共働き家庭の多さなど御杖村の現状に即した支援を行っていく必要がある。

②高齢者福祉

本村では、過疎化に伴って高齢化が著しく進んでいる。65歳以上の高齢者人口比率が令和2年には57.9%となり、国や県の平均値を大きく上回っている。高齢者人口を65歳～74歳の前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者に分けてみても、共に増加傾向であり、今後、後期高齢者が前期高齢者を上回ることが予想される。

本村では、令和3年3月に「御杖村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定したところであり、今後はこの計画をどのように具体化していくかが課題である。

③障害者福祉

障害者自立支援法の一部改正に伴って、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと名称が改正された。この改正では、サービスの受給対象として難病患者の一部が加えられ、谷間のない制度づくりが進められている。本村では「御杖村障害者基本計画（第3次）・障害福祉計画（第6期）・障害児童福祉計画（第2期）」を令和3年3月に策定したところであり、「だれもが だれかのためになる むらをめざして」を基本理念とし、障害の有無にかかわらず、互いに助け合いながら安心した生活を送れるよう障害者福祉施策を推進していく必要がある。

④地域福祉

福祉においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者毎に必要な福祉サービスがそれぞれの法律や制度によって提供されている。しかし近年、少子高齢化や核家族化、相互扶助の弱体化などを背景として、社会環境は大きく変化しており、増加・多様化する生活ニーズに対応していくためには、これまでの公的な福祉サービスだ

けでは十分な対応は困難になってきている。村民だれもが願う「幸せな地域」を育むためには、地域の人たちが相互に「助け合い・支え合う地域づくり」が必要である。

こうしたことから、令和4年3月に「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定が予定されており、今後も「地域で生活し、活動しているすべての人」が地域福祉の推進を担い手として連携し、計画を推進していくことが課題となっている。

(2) その対策

①児童福祉

「御杖村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念は「保護者を中心に安心して子育てができ、地域全体で子育てできる環境をつくる」ことである。妊娠中の女性の孤立化が懸念されていることから、妊娠・出産時からの保健指導や相談事業を通じて子育ての不安を解消し、切れ目のない支援を行うとともに、子育て中の保護者との交流事業を通して、孤立化の防止に努める。また、保育料の無償化や医療費の助成、進学路の助成など経済的な支援も充実させることで、安心して生み育てられる環境を整備する。

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
計画期間の0歳児人口	4人	4人

②高齢者福祉

高齢者がいつまでも住み慣れた地域や住居で、介護が必要となったとしても安心して暮らしていけるよう、高齢者福祉の充実を図る。また、施設での介護が必要となった場合においても村内で施設介護が受けられるように、平成18年度に特定施設入居者介護の指定を受けたケアハウス30床、平成24年度に地域密着型介護老人福祉施設29床と小規模多機能型居宅介護施設5床、平成26年度に認知症対応型共同生活介護施設18床の整備を行った。今後は施設の利用状況や待機者の状況を踏まえ、ケアハウスの増床を計画している。

独居高齢者等が日常的に見守られているという安心感を持ってもらうため、家族を中心として、様々な機関や近隣住民による見守り体制を充実させる。さらに、公的サービスだけでは補えない高齢者やその家族の福祉サービスに対する要望に応えるため、老人クラブやボランティア等の育成や活動拠点の確保などの支援に努める。

ひきこもりや寝たきりを予防するための介護予防の施策、保健事業での指導を充実させるとともに、できるだけ自立して日常の生活活動や外出・移動ができるよう、健康増進の施策の充実や公共施設や住居のバリアフリー化と移動手段の確保に努める。

項 目	現状値(令和3年3月)	目標値(令和7年度)
高齢者に占める要支援・要介護認定者割合	23.8%	20%未満

③障害者福祉

障害者基本計画・障害者福祉計画の施策方針に沿って、障害のある人の自発的な活動を支援するために、身体障害者福祉協議会の推進とともに、積極的に地域社会へ参加するための支援体制の整備に努める。また関係機関を通して、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動を増進することで、他者とのつながりを持って互いに助け合える関係づくりや、ゆとりと生きがいを持って生活を送れるよう努める。また障害のある人が安心して生活を送れるよう、いつでも気軽に相談できる相談窓口のより一層の推進と周知を図る。

項 目	現状値(令和2年度)	目標値(令和7年度)
福祉的就労から一般就労に移行した人数	2人	累積4人

④地域福祉

村民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、また自分の住んでいる周囲の人々に思いやりのある関心を持って、支え合いや助け合いに積極的に参加される福祉の担い手となる人材の育成を目指す。また地域福祉は、地域に住む住民同士が協働しながら住みよい地域をつくっていくことが必要なことから、村民がともに支え合う輪を拡げる地域の活動を充実させる。さらに地域の中に埋もれている担い手を発掘し、活動の場を確保、充実することで誰もが活躍出来る仕組みをつくり、心身ともに健康で安心して生活出来る地域づくりを目指す。

項 目	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「隣近所でお互い助けあえる仕組みができている」と思う住民の割合(住民アンケート)	70%	80%

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	御杖保育所長寿命化事業	御杖村	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	老人福祉センター停電時発電 装置設置事業	御杖村	
		保健福祉医療総合センター長 寿命化事業	御杖村	
	(4) 介護老人保健施設	特定入居者生活介護施設整備 事業	御杖村	

	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業分 児童福祉	【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2 歳児保育料助成事業 ●保育所英語指導事業 ●地域子育て支援拠点事業 【事業の必要性】 保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要である。 【見込まれる事業効果】 子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。	御杖村	
	高齢者・障害者福祉	【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●緊急通報装置設置・助成事業 ●介護保険計画 ●地域生活支援拠点の整備 【事業の必要性】 高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要である。 【見込まれる事業効果】 高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	その他	【具体的な事業内容】 村民の健康づくりの増進に係る施策を実施する。 ●村民温泉施設入浴優待事業 【事業の必要性】 住民福祉及び健康づくりを増進するために必要である。 【見込まれる事業効果】 健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

保育所等の子育て支援施設については、安心して子どもを生み育てることを第一に、今後少子化が進行することを考慮し、子育て支援事業の施策を踏まえた適正な環境整備に努める。

また、老人福祉施設については、今後進行すると見込まれる高齢化に伴った需要の増加と本村の財政負担の増加を考慮した上で、維持管理・更新・改修等を図り、機能確保に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

平成 12 年 4 月に開設した国保診療所は、健康で安心して暮したいという村民の願いに応えるべく地域の一次医療機関としての役割を果たすとともに、保健・福祉関係機関とも連携しながら地域包括ケアに取り組んでいる。高齢化が進む本村では、医療に対する需要が年々拡大しており、地域の医療機関として住民ニーズに応じていくことが必要である。

(2) その対策

地域の医療機関としての更なる役割を果たし、近隣病院や保健・福祉関連機関との連携を強化しながら、地域医療の充実と保健、福祉における在宅ケアに努める。

また、本計画期間中に医師の退職が生じるため、医師の確保が必要となることから、これまで以上に医療サービスに対する満足度を上げる。

項 目	現状値(令和元年度)	目標値(令和 7 年度)
医療における満足度	満足・やや満足 66%	満足・やや満足 70%

(3) 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所省エネ化事業	御杖村	

		医療機器等整備事業	御杖村	
	(2) 特定診療科に係る診療施設	医師の住宅確保対策	御杖村	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	【具体的な事業内容】 地域医療の維持のために医師の確保を行う。 ●非常勤医師の確保 【事業の必要性】 地域医療の維持のために必要である。 【見込まれる事業効果】 地域医療の安定による住民の安心及び定住促進効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

診療施設については、今後進行すると見込まれる高齢化に伴った需要の増加と本村の財政負担の増加を考慮した上で、維持管理・更新・改修等を図り、機能確保に努める。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

①学校教育

本村の学校教育は、人間尊重の精神を培うことを基盤として、心身ともたくましく、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、強い郷土愛と連帯感に満ち主体的に行動できる人間性を育み、家庭教育や社会教育との連携を図りながら、その推進に努めてきた。21 世紀を担う若い世代を育てる教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うという観点に立ち、ゆとりの中で、基礎・基本を確実に身につけさせ、体験的、問題解決的な学習を重視し、自ら学び、自ら考える力を育成するとともに、道徳教育などを充実させ、支え合う心や共に生きる意識など心の時代にふさわしい「公の心」を育てることを目標としている。

本村では、過疎化や少子化によって年々児童・生徒数が減少しており、令和3年度の小学校児童数は19名、中学校生徒数は12名になっている。義務教育の過程において、集団生活を学ぶためにも教育環境の改善を図る必要がある。

②社会教育

村民一人ひとりが心豊かに健康で生きがいのある人生を過ごすために、生涯にわたって学習を継続することが必要である。

生涯学習の場として社会教育施設は山村開発センターを軸に4つの分館があるが、老朽化している各施設の改修を年次的に行なっているところである。社会教育事業において学習ニーズの多様化、また、人口減少や高齢化によって事業計画が難しい状況になっているが、住民ニーズを的確に捉えて事業を推進していかなければならない。

青少年が成長する過程において社会環境が大きく変化して地域とのふれあいが希薄化しているとともに、全国的にも青少年による凶悪・残忍な事件が多発して社会問題となっているが、これを本村も含めた全体的な問題として捉え、人の尊さをより深く認識できる心を育むことが必要である。

③スポーツ・レクリエーション

村民が健康で文化的な生活を営むには、スポーツ活動を通じての体力づくりや健康づくりが必要である。村内4大字に在る体育館については、年次的に耐震補強及び改修を行っているところである。また、グラウンド施設2箇所を維持しており、これらの施設の使用促進を今後一層図るためにも、個々の体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動を生涯にわたって誰もが気軽に参加して楽しむことのできる環境づくりが必要である。

(2) その対策

①学校教育

児童生徒数の減少に対して、村内に1校ずつ在る小学校と中学校を施設一体型の小中学校に統合するために、令和3年9月の開校を目指して、令和2年度から既存の中学校校舎の改修を行っている。既に進めている小中一環教育を施設一体型も小中学校で今後一層推進し、児童生徒が確かな学力を身につけ、個性や能力を育み、人間性・社会性豊かな子どもを育成する特色ある教育を行う。

また、複式学級を解消する村費講師の配置や村営塾の運営などの学力向上施策や、子育て支援のための給食費の助成や学童保育事業を継続する。

項 目	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
小中学生保護者の「心と体の健やかな成長を促す教育」の満足度(保護者アンケート)	55%	60%

②社会教育

社会教育活動の推進には、住民ニーズを捉えた事業実施に努めなければならない。村民からの「要求課題」と教育行政側からの「必要課題」を的確に整理して、事業活動

の推進に取り組む。また、老朽化する社会教育施設について、計画的に耐震補強や改修を進めるとともに、学習の重要性や学び合うことの必要性を再認識して、人権を尊重する生涯学習社会の構築を目指した社会教育の推進を図る。また、青少年をとりまく社会環境浄化のための村民意識の向上に努め、健全育成を図るため、地域のもつ人間的な温かさと自然環境を活かした青少年活動や青少年教育の推進を図る。

項 目	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
耐震化を図った生涯学習・スポーツ施設数	2箇所	4箇所(5年間で)

③スポーツ・レクリエーション

地域におけるスポーツ活動は、健康維持や体力づくりなどの身体的な健康効果や、ストレスの解消、活動の楽しみといった心理的な健康効果が期待される。さらに、コミュニティの形成や地域社会の活性化などに波及する効果は大きいものと考えられる。こうしたことから、村民誰もがそれぞれの体力・技術・興味・目的に応じて「いつでも・どこでも」スポーツに親しむことができる環境づくりが必要である。

今後の取り組みにおいては、地域住民で主体的に運営される地域スポーツの育成と地域のなかで指導的な役割を担う地域リーダーの体制をつくるとともに、活動を促進できる施設整備の充実に努め、スポーツ活動の活性化を図る。

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	統合学校施設整備事業	御杖村	
	校舎	統合学校施設整備事業	御杖村	
	屋内運動場	統合学校施設整備事業	御杖村	
	屋外運動場	統合学校施設整備事業	御杖村	
	教職員住宅	教員住宅改修	御杖村	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入	御杖村	
	給食施設	曽爾御杖行政一部事務組合施設改修等事業	曽爾御杖行政一部事務組合	
	(3) 集会施設、体育施設等	菅野公民館改修事業	御杖村	

	公民館	神末中央集落センター改修事業	御杖村	
	体育施設	土屋原公民館改修事業	御杖村	
		菅野体育館耐震補強事業及び改修事業	御杖村	
		神末体育館耐震補強事業及び改修	御杖村	
		桃俣体育館改修事業	御杖村	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖小学校複式学級解消事業 ●御杖小学校給食費助成事業 ●御杖中学校給食費助成事業 ●教育振興備品購入事業 【事業の必要性】 児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要である。 【見込まれる事業効果】 児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	その他	【具体的な事業内容】 教育課程の適切な実施に向けて指導主事を設置する。 ●指導主事設置事業 【事業の必要性】 児童・生徒の「知・徳・体」の育成と適切な学校生活を送るために必要である。 【見込まれる事業効果】 新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本村ではこれまでに小学校・中学校の統廃合を行っており、令和3年秋からの、小中一貫教育における統合校舎での運営に向け、旧中学校の改修事業を行っている。

文化系施設及び社会教育系施設は、村民にとって身近な場であり、多面的な機能が求められる。多様な利用ニーズに対応した整備等を推進するとともに、村民協働による管理を促進する。また、災害発生時の拠点となる観点から、必要性や優先度を検討し、計画的な更新・管理を推進する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村では、集落を分割した単位での住民組織の「組」を編成して、日常生活での相互扶助や地域コミュニティを行っている。また、その「組」がまとまった集落単位の自治組織が本村の合併前の旧村からなる4つの「大字」を構成している。「組」組織は、地域によって構成世帯数の偏りがあり、一部の地域では世帯数が僅少となり、組織の維持や運営に支障が現れ始めている。また小規模な大字では以前から取り組んできた自治活動に停滞が見受けられる。

(2) その対策

目まぐるしく移りゆく社会情勢のなか、時とともに地域社会は姿を変えている。行政は地域社会の姿を的確に捉え、時代背景に合ったむらづくりを行わなければならない。地域づくりの主役はそこに暮らす住民であり、住民の活力を最大限に引き出すことができる体制づくりを行う必要がある。また、買い物や医療・福祉などの生活サービスを行う拠点づくりに取り組み、地域の活性化や持続可能な地域づくりを目指す。

過疎化に伴い村内に増加する空き家を有効活用し、村外からの移住促進に取り組むため、空き家バンクの運用や空き家の支援を行う。

さらに、村内の賃貸住宅については、民間の物件がなく一戸建ての公営住宅のみとなっている。なお、公営住宅入居者のうち約4割が単身者という状況である。単身者にとっては、広い家で多くの部屋を持て余し、敷地の維持管理の負担も多い一方で、家族での入居を希望される方々の住宅は不足している。

以上を踏まえて、まずは公営住宅法を適用しない単身者向けの集合住宅を整備することで、住民のニーズにあった住宅を提供するとともに、移住定住への足がかりとする。

項 目	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
空き家バンク成約数	2件	5件

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	空き家対策総合整備事業	御杖村	
		単身者用集合住宅整備事業	御杖村	
	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業分 集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業 【事業の必要性】 空き家の削減及び有効活用のために必要である。 【見込まれる事業効果】 空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。	御杖村	
	(3) その他	空き家除却支援助成事業 補助対象経費の4/5 上限100万円	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要な事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①文化財や伝統文化の保護と活用

本村は、かつて伊勢本街道の宿場町として賑わい、多くの人々との交流を通して、様々な文化が継承され、住民の郷土意識に大きな影響を与えてきた。

これまでも、村の活性化に向けて伊勢本街道を中心とした郷土文化を活かした村づくりを展開してきたが、近年のふるさと志向や伝統文化への理解の深まりの機運を受け、

更なる文化財保護の推進を図るとともに、住民のふるさと意識をよりいっそう高めるため、啓発を促す必要性がある。

また、レジャー活動として歴史文化探索への関心が高まっている中、村の中心部を東西に通っている伊勢本街道を観光資源として整備を図るには、街道という性質上、隣接する地域との広域での取り組みが重要であり、かつ豊かな自然と歴史・文化を観光事業に適切に組み合わせ、独創的な観光計画を立案することが重要である。

(2) その対策

①文化財や伝統文化の保護と活用

伊勢本街道などの歴史的文化遺産を後世に残せるよう文化財の保護に努めるとともに、伝統芸能を継承する組織団体の育成を図る。また、文化財や伝統文化に対する住民の意識を高め、愛郷心の醸成に努める。さらに、文化財や伝統文化を観光事業に適切に結びつけ、本村ならではの独創的な観光事業の創造を図る。

項 目	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 7 年度)
新たな文化創造の取り組みの件数	2 件(陶芸、組木細工)	4 件

(3) 事業計画 (令和 3 年度～ 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業分 地域文化振興	【具体的な事業内容】 地域の文化遺産を後世に保存継承する施策を実施する。 ●伊勢街道整備事業 【事業の必要性】 文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進のために必要である。 【見込まれる事業効果】 文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進及び地域活性化効果が期待される。	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要となる事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量の削減が世界的な課題となっている中、本村は、森林面積が村の総面積の 88.0%を占めるほど豊富な木材資源があるものの、林業離れによる後継者不足や林業事業者の高齢化により、木材の活用ができていないだけでなく、森林の放置が拡大するようになった。山林の荒廃は公益的な機能を発揮されなくなり、土砂災害等の危険も高まるため、間伐を中心とした森林整備や村産材の活用を推進しなければならない。

(2) その対策

二酸化炭素排出量の削減を目指し、公共施設の新設・改修時には、環境負荷の低減に配慮した施設整備を行う。

また、観光施設であるみつえ温泉「姫石の湯」に薪ボイラーを整備し、化石燃料の使用量の削減に努める。

項 目	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 7 年度)
二酸化炭素排出量	817, 840 kg-CO2	736, 056 kg-CO2

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エ ネルギー利用 施設	みつえ温泉薪ボイラー整備事業	御杖村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においては、御杖村公共施設等総合管理計画及び同計画に基づいて策定された御杖村個別施設計画との整合性を図りながら、持続的発展に必要な事業を適切に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村は、森林面積が村の総面積の 88.0%を占めるほど豊かな自然に恵まれており、この貴重な自然は村民にとって日常生活を送るうえで最も身近なものである。この環境を保全していくには、正しい知識を基にした村民一人ひとりの意識の高揚と、日々の地道な実践の積み重ねが重要である。

また、ごみ処理については、リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（発生回避）の推進によるごみの発生量の抑制を図っていくことが求められる。

(2) その対策

本村の美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保つため、村民に対する環境保全への意識啓発に努めるとともに、カーボンニュートラルの実現に向け脱炭素型ライフスタイルの転換に取り組む。現在、村内一斉河川清掃はじめとした様々な環境保全活動を行っているが、この活動を継続・発展させていくことが必要である。

また、関係市村や収集・運搬事業者と連携しながら、ごみの 4 R の啓発と適正処理を進めていく。

項 目	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 7 年度)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	644g	600g
ごみのリサイクル率	8.7%	20%

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業分	地球温暖化対策推進助成事業	御杖村	

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 移住・定住	【具体的な事業内容】 移住定住に係る各種施策を実施する。 ●移住フェアの実施 ●婚活出会いイベントの開催 ●近居・同居推進事業補助金	御杖村	人口の獲得につながる移住定住を促進するために必要で、村へ人を呼び込み、呼び戻す効果があり、交流人口の拡大も図られる。
	地域間交流	【具体的な事業内容】 村 PR のために各種施策を実施する。 ●奈良県立大学との地域連携事業 ●関係人口創出事業	御杖村	村内外に広く村の魅力を PR し、関係人口の拡大を図るために必要で、地域内外コミュニケーションの構築などによる地域活性化及び関係人口の拡大が期待される。
	人材育成	【具体的な事業内容】 地域の人材育成に係る各種施策を実施する。 ●地域活性化起業人の導入 ●御杖村グローバル人材育成塾運営 ●短期留学支援事業 ●村おこし団体の育成 ●就業資格取得支援助成事業	御杖村	若年層の人材確保及び地域コミュニティの維持や強化を図るために必要で、グローバルな人材の育成及び地域活性化が期待される。

2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	【具体的な事業内容】 農用地・水路・林道等の保全管理や鳥獣害対策など、農林業に係る各種施策を実施する。 ● 中山間地域等直接支払交付金 ● 中山間集落支援交付金 ● 多面的機能支払交付金 ● ホウレンソウ共選出荷奨励金 ● 農業次世代人材投資事業 ● 担い手支援事業 ● 農業経営基盤強化促進事業 ● 新規就農者支援(誘致)事業 ● 有害鳥獣被害防止対策事業 ● 美しい森林づくり基盤整備事業 ● 県産材生産促進事業 ● 間伐促進事業 ● 木質バイオマスエネルギー供給促進事業 ● 森林整備地域活動支援事業 ● スマート農業支援事業	御杖村	高齢化により担い手が不足する中、本村の基幹産業である農林業を維持・発展していくために必要で、農林業生産の安定や景観の保全及び新たな担い手の確保が期待される。
	商工業・6 次産業化	【具体的な事業内容】 新規事業者の確保及び地域内消費の喚起に係る施策を実施する。 ● 創業支援助成事業 ● プレミアム商品券発行事業	御杖村	継続的な地域内店舗の利用促進のために必要で、地域経済の活性化及び定住促進効果が期待される。
	観光	【具体的な事業内容】 観光振興に係る各種施策を実施する。 ● 地域資源を活用した観光振興事業 ● 観光誘客事業 ● 広域連携DMO事業 ● 三峰山 登山道整備 ● つえみちゃん着ぐるみ制作	御杖村	観光振興や地域活性化のために必要で、観光客の増加が見込まれ、地域活性化さらには定住促進効果が期待される。

	その他	【具体的な事業内容】 一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査を実施する。 ●地籍調査事業	御杖村	土地の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルの防止や固定資産税の適正な課税のために必要で、土地トラブルの未然防止や固定資産税の適正な課税、迅速な災害復旧等の効果が期待される。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	【具体的な事業内容】 生活基盤の維持に係る施策を実施する。 ●村営バス運行	御杖村	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。
		【具体的な事業内容】 民間事業者が運行するバス路線に対して一部負担を行う。 ●宇陀地域公共交通活性化協議会負担金	宇陀地域公共交通活性化協議会	交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保するために必要で、生活交通路線の維持による交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上による人口減少の緩和が期待される。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【具体的な事業内容】 児童福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖保育所給食費助成事業 ●0・1・2歳児保育料助成事業 ●保育所英語指導事業 ●地域子育て支援拠点事業	御杖村	保護者への経済的支援及び子どもの社会性を育むために必要で、子育てしやすい環境作りにより出生数の増加及び子どもの社会性の向上が期待される。

	高齢者・障害者福祉	【具体的な事業内容】 高齢者・障害者福祉の充実に係る各種施策を実施する。 ●緊急通報装置設置・助成事業 ●介護保険計画 ●地域生活支援拠点の整備	御杖村	高齢者や障害者が安心・安全して日常生活を送るために必要で、高齢者や障害者の自立生活、社会的孤立感の解消等による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
	その他	【具体的な事業内容】 村民の健康づくりの増進に係る施策を実施する。 ●村民温泉施設入浴優待事業	御杖村	住民福祉及び健康づくりを増進するために必要で、健康寿命の延伸及び介護予防に繋がるとともに、地域活性化効果が期待される。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	【具体的な事業内容】 地域医療の維持のために医師の確保を行う。 ●非常勤医師の確保	御杖村	地域医療の維持のために必要で、地域医療の安定による住民の安心及び定住促進効果が期待される。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	【具体的な事業内容】 義務教育の充実に係る各種施策を実施する。 ●御杖小学校複式学級解消事業 ●御杖小学校給食費助成事業 ●御杖中学校給食費助成事業 ●教育振興備品購入事業	御杖村	児童・生徒の学力向上及び教員や保護者の負担軽減のために必要で、児童・生徒の学力向上による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
	その他	【具体的な事業内容】 教育課程の適切な実施に向けて指導主事を設置する。 ●指導主事設置事業	御杖村	児童・生徒の「知・徳・体」の育成と適切な学校生活を送るために必要で、新時代を切り開く心豊かな児童・生徒の育成による地域活性化効果が期待される。

9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	【具体的な事業内容】 空き家の有効活用に係る各種施策を実施する。 ●空き家バンク利用契約支援助成事業 ●空き家バンク家財道具処分助成事業	御杖村	空き家の削減及び有効活用のために必要で、空き家の有効活用による地域活性化及び定住促進効果が期待される。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	【具体的な事業内容】 地域の文化遺産を後世に保存継承する施策を実施する。 ●伊勢街道整備事業	御杖村	文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進のために必要で、文化財の保存・継承による特色ある地域づくりや地域内外交流の促進及び地域活性化効果が期待される。
12 その他 地域の持続的発展に関 し必要な事項	(1)過疎地域 持続的発展特 別事業分	【具体的な事業内容】 カーボンニュートラルの実現に向けた施策を実施する。 ●地球温暖化対策推進助成事業	御杖村	カーボンニュートラルの推進及び村民の負担軽減のために必要で、ライフスタイルの転換による脱炭素化社会の実現が期待される。